

# 一般社団法人札幌市友会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人札幌市友会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、会員の行政に関する知識経験を活用し、地方自治の諸問題についての調査研究及び市民の自治意識の向上と公共心の醸成を図るための諸事業を行い、地方自治の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方公共団体の文化財となっている公共施設の管理運営
- (2) 地方公共団体における地域防災及びまちづくり活動への支援協力
- (3) 観光客に対する施設案内等及び文化財保護の普及啓発
- (4) 会員に対する市政情報の提供及び福利厚生に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 札幌市を退職し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める規程に基づき、会費を納入しなければならない。

(退会)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の会費を2年以上滞納したとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、理事長は、総会の日前2週間前までに、正会員に対し法令で定める必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

**第15条** 総会の議長は、その総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

**第18条** 正会員は、法令で定めるところにより、議決権行使書面をこの法人に提出して、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提供して、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

**第19条** 正会員は、法令で定めるところにより、代理権を証明する書面をこの法人に提出して、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提供して、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

**第20条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

**第21条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上14名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち5名以内を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって法人法の代表理事、前項の副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第22条** 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の

執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第24条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第26条** 理事及び監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第27条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事及び常勤の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員に対して、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第28条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第29条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

**第30条** 理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第31条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第 33 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

**第 34 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第 35 条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第 36 条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

**第 37 条** この法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第 38 条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第 39 条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

**第 40 条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

**第 41 条** この法人に、相談役 3 名以内及び顧問 5 名以内を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、正会員の中から理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応じて参考意見を述べることができる。

4 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第10章 事務局

(事務局)

**第42条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任命する。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の承認を得るものとする。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会に諮り別に定める。

## 第11章 補則

(公告)

**第43条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

**第44条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は佐々木喜四とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。